

肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の概要

- ・ 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- ・ 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

《制度の内容》

① 負担割合 国：生産者 = 3：1

(交付金のうち1/4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)

② 補填割合

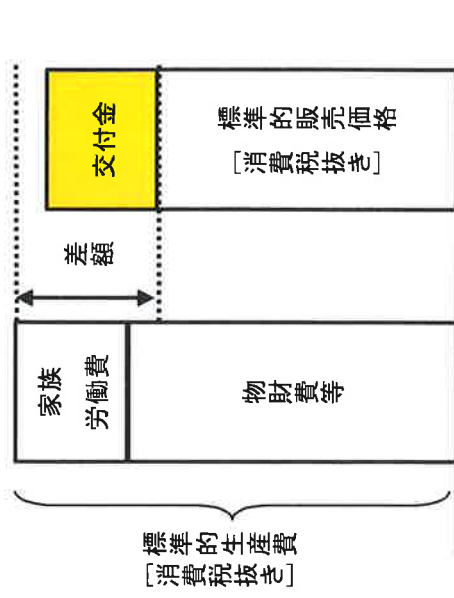
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

③ 対象者

肉豚生産者

《1頭当たり生産者負担金単価》 400円/頭

《令和4年度所要額》 168億円



平成22～令和4年度交付金単価(単位：円/頭)

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補填金の実績

年度	平成22年度		平成23年度				平成24年度				平成25～令和3年度	令和4年度 第1四半期 (確定)
	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3	第4			
四半期	730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし	発動なし
交付金単価	730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし	発動なし